



～商工会は行きます 聞きます 提案します～

No.66

令和2年11月

まつえ北商工会かわら版

鹿島本所 ☎82-2266

八束支所 ☎76-2041

URL <http://matu-kita.shoko-shimane.or.jp>

食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理が必要です

原則すべての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）を対象に「HACCP（ハサップ）の考え方を取り入れた衛生管理」が2021年6月から完全施行されます。

各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理が必要となります。

HACCPの導入は保健所における営業許可と連動しており、いずれ営業許可の更新を行う事業者にとって避けられないことです。営業許可の更新時に慌てないように、HACCPの導入に取り組みましょう。

各事業所で取り組む必要がある事柄は以下の4点です。

- ① HACCPの基準に基づき「衛生管理計画」を作成し、従業員に周知徹底すること
- ② 清掃・洗浄・消毒や食品の取扱い等について具体的な方法を定めた「手順書」を作成すること
- ③ 衛生管理の実施状況を記録・保存すること
- ④ 衛生管理計画等の効果を定期的に検証し（振り返り）、必要に応じて見直すこと

HACCPセミナーを開催します

松江市内3商工会（まつえ北・まつえ南・東出雲町）では、約半年後に迫ったHACCPの制度化に向けて「HACCPセミナー」を開催します。対象事業者の方は是非受講ください。

内 容 **第1回目「基礎セミナー」**
 ・ HACCP制度と完全施行後に求められるレベル（基準B）について
 ・ HACCP導入前に求められること

第2回目「実務セミナー」
 ・ 基準Bの進め方について
 ・ 記録のつけ方

対象者 飲食店、飲食を伴う宿泊事業者

定 員 20名（各会場）

受講料 無料

開催日時・会場

第1回目（基礎セミナー） 14:30 ～ 16:30

12月3日（木） まつえ北商工会 鹿島本所

12月8日（火） まつえ北商工会 八束支所

12月9日（水） 東出雲町商工会

第2回目（実務セミナー） 14:30 ～ 16:30

1月12日（火） まつえ南商工会 玉湯支所

1月13日（水） まつえ北商工会 鹿島本所

1月20日（水） まつえ北商工会 八束支所

1月21日（木） 東出雲町商工会

申込締切日 各開催日の1週間前まで



年末調整のお知らせ

年末調整を行う時期となりました。税務署から送付される年末調整関係書類、従業員の控除証明書等、必要書類を揃えておきましょう。

今回の年末調整では、従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」が新様式「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」に変更になっていますのでご注意ください。

源泉所得税の納付の特例申請をしている事業者の方は、令和2年7月～12月分の支払い給与の源泉徴収税額を令和3年1月20日（水）までに納付する必要があります。

商工会で年末調整事務指導を受けている事業所の方には、指導日のご案内を郵送しますのでご確認ください。



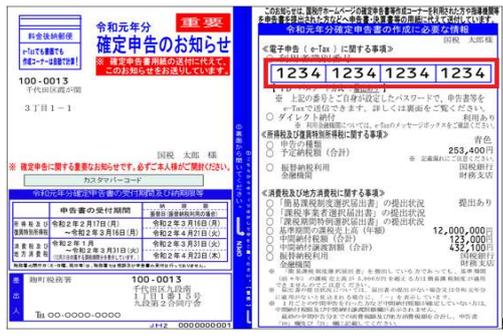
確定申告の準備を始めましょう

令和2年分の確定申告期間：令和3年2月16日（火）～3月15日（月）

決算・申告の時期が近づいてきました。申告に必要な証明書等が手元に届き始めます。紛失した場合、再発行に時間がかかることがありますので、大切に保管してください。

①確定申告のお知らせハガキ

来年1月下旬に送付されます。所得税の中間納付金額、消費税の申告方法、振替納税の利用内容等の重要な情報が記載されていますので、確認してください。商工会で決算・申告をされる方は、担当者にご提出ください。



②各種控除証明書等

【年内に届くもの】

- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書
- ・住宅借入金の年末残高証明書
- ・国民年金控除証明書
- ・小規模企業共済掛金払込証明書

【来年1月に届くもの】

- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・支払調書・源泉徴収票など

平成30年分 公的年金等の源泉徴収票

見本

支払先記号	氏名	支払月日	支払金額
100-0013	氏名	月	円
100-0013	氏名	月	円
100-0013	氏名	月	円
100-0013	氏名	月	円
100-0013	氏名	月	円

支払者 法人番号 4000012070001
東京都千代田区錦町1丁目2番2号
税務及出賃 厚生労働省年金局 事業課企画課長 印

新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者・中小企業者の税負担を軽減するため、申告書を提出することにより、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額を、令和3年度課税の1年分に限り、収入の減少率に応じてゼロまたは2分の1になります。

詳しくは別添の案内をご確認いただくか、商工会までお問い合わせください。

持続化給付金、松江市経営支援給付金の申請をお忘れなく!!

「既定の要件」を満たす事業者で“未申請の方”は申請漏れがないようご注意ください。

■持続化給付金（国）…個人：上限100万円 法人：上限200万円

申請期限 **令和3年1月15日（金）**

申請サポート会場 松江センタービル1F（松江市朝日町498）

予約受付（自動ガイダンス）☎0120-279-292

**期限間近
です**

■松江市経営支援給付金…10万円

申請期限 **令和3年2月26日（金）**

申請先 松江市商工企画課 ☎55-5036

万が一の備えと福利厚生の充実に！ 商工貯蓄共済にご加入ください！

商工貯蓄共済は、貯蓄・生命保障・融資が一体となった商工会員のための共済制度です。既にご加入の会員企業におかれましては「増口」を、未加入の会員企業におかれましては「1口以上の加入」を是非ともお願いいたします。

- 安価な保険料で大きな保障が得られ、満期配当金もあります。
- 基本型・保険重視型・短期型・安心型から生活スタイルに合わせてお選びいただけます。
- 医療保障特約（入院手術給付金、無事故給付金）、リビングニーズ特約も付加できます。
- 経営の安定維持や従業員への慶弔金などに活用いただけます。

島根県の経済情勢

中国財務局が発表した「島根県内の経済情勢（令和2年10月判断）」をお知らせします。

【総括判断】 「新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、明るい兆しがみられる」

項目	前回（令和2年7月）	今回（令和2年10月）	比較
総括判断	新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、足下では下げ止まりの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、明るい兆しがみられる	➡
個人消費	感染症の影響が残るものの、足下では下げ止まりの動きがみられる	感染症の影響が残るものの、明るい兆しがみられる	➡
生産活動	弱含んでいる	一部に下げ止まりの兆しがみられるものの、弱めの動きとなっている	➡
雇用情勢	改善が続いてきたが、感染症の影響がみられる	改善が続いてきたが、感染症の影響がみられる	➡
設備投資	2年度は前年度を下回る見込み	2年度は前年度を下回る見込み	➡
企業収益	2年度は減益見込み	2年度は減益見込み	➡
企業の景況感	「下降」超幅が大幅に拡大	「下降」超幅が縮小	➡
住宅建設	前年を下回る	前年を上回る	➡
公共事業	前年度を下回る	前年度を下回る	➡

【先行き】 各種施策効果などにより復調の動きに安定感が増すことが期待される。一方で、感染症の動向に注視していく必要がある。

小規模企業の
会社員の
みなさまへ

＼ 会社の役員なら ＼

小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が
廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
国が作った制度なので、安心・安全です。

制度の
特長

小規模企業等の 会社役員なら加入可能

建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の 会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方ならどなたでも加入可能。

役員なら受け取れる 大きなメリット

小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

個人事業主、
会社代表者の方も
もちろん
加入できます

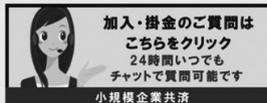
制度のメリット

掛金は全額所得控除
掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

受取時も税制メリット
共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済

検索

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

Be a Great Small.
中小機構



令和2年
9月改正

子育てしやすい職場づくり、 出産後の復職に取り組む 企業を応援します 事業者へ奨励金を支給いたします

島根創生
SHIMANE SOUSEI

奨励金

20万円
または
10万円、40万円

対象事業者

島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

出産後 職場復帰奨励金

出産後の復職に取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合

奨励金 ● 労働者30人未満の事業所
事業者への支給額 新規支給事業所の1人目のみ 左記以外

20万円/人 10万円/人

支給要件

- ・常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)
- ・育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後とも取り組むこと

令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合

奨励金 出産後復職した労働者の休業期間が
事業者への支給額

①育児休業17ヶ月以上 ②育児休業3ヶ月以上17ヶ月未満 ③育児休業3ヶ月未満または産休のみ
40万円/人 20万円/人 10万円/人

支給要件

- ・労働者数50人未満の、島根県内の事業者(本支店、営業所等)
- ・産前産後休業または育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後とも取り組むこと



子育てしやすい 職場づくり奨励金

職場環境づくりに取り組む、中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和3年3月31日までに制度を導入、かつ令和4年3月31日までの申請について

奨励金 事業者への支給額
1制度導入 20万円 上限額 40万円

※1事業所につき支給要件のア、イそれぞれ1回限り

支給要件

- ・常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)
- 次のア・イの制度を令和2年度内に導入し、令和2年度内または令和3年度内に一定の利用実績があること
- ア 時間単位の有給休暇制度 (対象) 18歳までの子どもがいる労働者(性別は問いません)
- イ 短時間勤務制度(3歳未満を除く) [代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ] (対象) 小学6年以下の子どもがいる労働者(性別は問いません)

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください